

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画前橋問屋団地地区計画を次のように変更する。

名称		前橋問屋団地地区計画
位置		前橋市問屋町一丁目及び二丁目の各一部
面積		約 13.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、前橋市の中心部から西方約3kmにあり、組合員企業の経営合理化・近代化を推進し、流通を通じて地域経済発展に寄与するため開発された問屋団地である。</p> <p>近年、団地内の企業撤退跡地などにおいて、ミニ住宅団地などの開発の動きや、元総社蒼海土地区画整理事業、西毛広域幹線道路の整備により、本地区周辺も含め立地状況が大きく変化することが予想されるため、地区計画を設定し適正な土地利用の誘導等により計画的に整備、開発及び保全を図ることを目的とする。</p>
	土地利用の方針	問屋団地としての機能を維持発展させていくため、流通業務及び商業業務空間と周辺環境が調和した地区形成を図る。
	地区施設の整備方針	本地区は土地区画整理事業により区画道路、公園等の整備が行われているため、これらの機能が損なわれないように維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好で利便性の高い問屋団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、既存建築物においてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、兼用住宅（ただし、共同住宅、長屋、兼用住宅で1階部分を店舗、事務所又は診療所（入院施設を有するものを除く）の用途に供するものを除く） 2. ホテル、旅館 3. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 6. 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの 8. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9. 病院、入院施設を有する診療所 10. 公衆浴場 11. 自動車教習場 12. 畜舎
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁・屋根などの色彩は、良好な街区形成のため、刺激的な原色や蛍光色を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。
備考		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
変更を行うもの。